府令

○内閣府令第九号

資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第十五条及び第四十四条並びに資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）第八条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　内閣総理大臣　菅　**直**人

前払式支払手段に関する内閣府令及び資金移動業者に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正）

第一条　前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に係る算式により得られる比率をいう。

一　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）同法第百三十条に規定する基準のうち、保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めるもの

二　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。次項において同じ。）同法第二百二条に規定する基準

三　引受社員（保険業法第二百十九条第一項の引受社員をいう。次項において同じ。）同法第二百二十八条に規定する基準

3　令第八条第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

（資金移動業者に関する内閣府令の一部改正）

第二条　資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第十六条第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項に規定する「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準に係る算式により得られる比率をいう。

一　保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この号及び次項において同じ。）同法第百三十条に規定する基準のうち、保険会社に係る同条各号に掲げる額を用いて定めるもの

二　外国保険会社等（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。次項において同じ。）同法第二百二条に規定する基準

三　引受社員（保険業法第二百十九条第一項の引受社員をいう。次項において同じ。）同法第二百二十八条に規定する基準

3　令第十六条第二項に規定する内閣府令で定める者は、保険会社、外国保険会社等又は引受社員とする。

附　則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から施行する。ただし、第二条中資金移動業者に関する内閣府令目次の改正規定は、平成二十三年三月三十一日から施行する。

○内閣府令第十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　内閣総理大臣　菅　**直**人

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条　四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第二号中「直前の連結会計年度」の下に「（以下「前連結会計年度」という。）」を加える。

第二条第二十号から第二十二号までを次のように改める。

二十から二十二まで　削除

第二条第三十一号を次のように改める。

三十一　削除

第二条に次の八号を加える。

三十八　会計方針　四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した会計処理の原則及び手続をいう。

三十九　表示方法　四半期連結財務諸表の作成に当たって採用した表示の方法をいう。

四十　会計上の見積り　資産、負債、収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、四半期連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

四十一　会計方針の変更　一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更することをいう。

四十二　会計上の見積りの変更　新たに入手可能となった情報に基づき、前連結会計年度以前の連結財務諸表又は直前の四半期連結会計期間以前若しくは直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表の作成に当たって行った会計上の見積りを変更することをいう。

四十三　誤謬（びゅう）　その原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、四半期連結財務諸表作成時又は連結財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

四十四　遡及適用　新たな会計方針を前連結会計年度以前の連結財務諸表並びに直前の四半期連結会計期間以前及び直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表に遡って適用したと仮定して会計処理を行うことをいう。

四十五　修正再表示　前連結会計年度以前の連結財務諸表又は直前の四半期連結会計期間以前若しくは直前の四半期連結累計期間以前の四半期連結財務諸表における誤謬（びゅう）の訂正を連結財務諸表又は四半期連結財務諸表に反映することをいう。

第四条第四号中「四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度の直前の連結会計年度（以下「前連結会計年度」という。）」を「前連結会計年度」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書）

第五条の二　四半期連結財務諸表提出会社は、第二・四半期連結累計期間（連結会計年度の開始の日から当該連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下「第一・四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間（以下「第二・四半期連結会計期間」という。）の末日までの期間をいう。）に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しなければならない。